

令和6年4月26日

保護者 各位

東京都六本木高等学校長

松本 治子

## 学校感染症における提出書類について

日頃から、本校教育活動に多大なる御協力をいただきありがとうございます。

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められており学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は医師の判断に基づき出席停止となります。罹患または疑いがある場合は早急に学校へ御連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させる恐れがなくなった生徒を再登校させる際には、書類の提出が必要となります。今年度より医師の署名ではなく保護者が記入する書式に変更いたします。確定診断や再登校についての判断は必ず医師の指示通り御記入くださいますようお願いいたします。

引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 再登校時の提出書類について

- ① 『**学校感染症 登校届**』※保護者記入
- ② 受診したことが分かる書類（診療明細書のコピー等）を添付

#### 2 提出書類について

本校ホームページからダウンロードすることができます。

生徒手帳には昨年度版が掲載してあります。従来の「医師の証明」で提出する場合は、添付資料は不要となります。医師の証明【診断名、出席停止期間を明記したもの】があれば、所定の様式でなくても構いません。

#### 3 提出先

担任に提出してください。

#### 4 その他

- ① インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については出席停止期間の基準が過ぎた場合、「医師の証明書」を提出していただきます。
- ② 病気の状況により「医師の証明書」の提出又は、学校から医師へ確認する場合もございます。  
※「医師の証明書」については、該当する場合、学校から用紙をお渡しいたしますので、かかりつけ医に記入してもらい御提出ください。その際には文書料が発生し御負担をおかけしてしまう場合もあるかと思いますが、御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

〔問合せ先〕 東京都立六本木高等学校

相談部 杉田 藍

電話 03 (5411) 7327